

2 計画の役割、位置付けと範囲

(1) 計画の役割

本計画は、水の恩恵や水に対する畏怖を含め、私たちと水との関係を再認識し、水と人との良好な関係を築いていくために、理念や将来像を明確にしながら、産学民官の参加と連携の下、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、本県の水に関する施策の基本的な考えを水循環の視点から示すものです。

計画に掲げた「21世紀半ばにおける『将来像』」の実現に向け、各種計画や施策を総合的に展開するとともに、機会をとらえ各種計画や施策の見直しを行います。

また、国や市町村等の水に関する計画や施策等と、より一層協力・連携する際の県の基本的な考えを示します。

(3) 計画の範囲

計画の対象地域は県内全域ですが、沿岸海域は陸側からの水循環の一環として位置付けます。

対象とする水は、降水、表流水（河川、湖沼水等）及び地下水（利用可能なものに限る。）とします。

3 計画の推進

(1) 普及啓発

県民一人ひとりが計画の理念と将来像を共有して水についての理解を深めることが重要であることから、本計画の趣旨、内容について普及啓発を図ります。

(2) 各種計画との連携

施策の方向を反映した水に係る各種計画と連携し、県内全域や個別流域において総合的に展開します。

(3) 様々な主体との連携

県内各流域における様々な取組みについて流域間の情報交換を促し、県民や事業者、教育・研究機関、行政などの各主体との連携を図ります。

また、連携による総合的な取組みのモデルとなる流域計画を策定、実践し、その過程を他流域に発信することで県内全域における取組みの活性化を図ります。

(4) 計画の進行管理

この計画を円滑に推進していくため、施策の方向を踏まえた全県的なモニタリング指標などにより進行管理を行います。また、今後の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じ本計画の見直しを行います。